

高知県 営業時間短縮要請 対応臨時給付金

の

12月・1月合計で
法人最大**80万円**、
個人事業主最大**40万円**

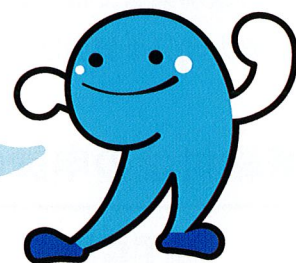
給付対象月に令和3年1月が追加!

さらに受付期間も延長されました!

この給付金は、新型コロナウイルス感染症により、
売上が減少するなどの影響を受けた様々な業種の中堅・中小企業、
個人事業主の皆さまを幅広く支援するため、営業時間短縮要請の対象外の
事業者に対して給付金を給付する高知県独自の制度です。

給付対象月に令和3年1月が追加されました。

すでに令和2年12月分の申請をされた方も、追加で申請が可能です。



農業者 漁業者 美容店
塾講師 クリーニング店
イベント事業者 など
様々な業種が対象です。



※飲食店等との取引がなくてもOK

令和2年12月・令和3年1月の
売上高が、それぞれ前年同月比※で
30%以上ダウン

した法人や
個人事業主(フリーランス含む)
に対し、最大2ヵ月分の給付金を
給付します。

DOWN ↓ 

※前年同月までに創業していない場合、
特例措置あり

給付金の上限は、
ひと月当たり法人が
40万円(2ヵ月合計80万円)
個人事業主(フリーランス含む)が
20万円(2ヵ月合計40万円)
です。



ご不明な点は
お気軽にお電話ください。



申請手続相談窓口 / 088-823-9875

〈受付時間〉午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)

受付期間 令和3年**5月31日(月)**まで ※当日消印有効

申請方法については、
裏面または「高知県 経営支援課」の
HPでチェック

